

## 中央環境審議会地球環境部会委員会の廃止について

### I. 国際環境協力専門委員会

#### 1. 廃止理由 専門調査事項の終了に伴う廃止

国際環境協力専門委員会は、「今後の国際環境協力の在り方について」の諮問を受け、地球環境の保全と持続可能な開発に向けた、今後の国際環境協力の在り方に関する調査・検討を行うために、平成 16 年 12 月、中央環境審議会地球環境部会に設置された。

平成 17 年 6 月に開催された第 7 回国際環境協力専門委員会において報告が取りまとめられ、同月に開催された第 30 回地球環境部会にて報告及び審議し、その後、同部会での審議を踏まえて必要な修正が加えられ、平成 17 年 7 月 8 日付けで中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申を行い、本専門委員会での検討事項が終了したので廃止する。

#### 2. 主管省庁及び庶務担当部局課室

環境省地球環境局環境保全対策課環境協力室

#### 3. 根拠法令

中央環境審議会議事運営規則第九条

#### 4. 設置年月

平成 16 年 12 月

#### 5. 所掌事務（設置理由）

「今後の国際環境協力の在り方について」の諮問を受け、地球環境の保全と持続可能な開発に向けた、今後の国際環境協力の在り方に関する調査・検討を行うこと。

### II. 海洋環境専門委員会

#### 1. 廃止理由 専門調査事項の終了に伴う廃止

今後の廃棄物の海洋投入処分の在り方について、平成 15 年 8 月 5 日、中央環境審議会に諮問がなされ、本専門委員会において「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」の批准に向けた、今後の廃棄物の海洋投入処分等のあり方に関して、4 回の審議を経て「今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方について」報告書がまとめられ、平成 15 年 12 月 22 日には環境大臣に答申を行った。同答申の内容を踏まえ、平成 16 年通常国会において海洋汚染防止法を改正し、廃棄物海洋投入処分の許可制度を創設。本年（平成 19 年）11 月 1 日、我が国も議定書に加入したため、本専門委員会での検討事項が終了したので廃止する。

#### 2. 主管省庁及び庶務担当部局課

環境省地球環境局環境保全対策課

#### 3. 根拠法令

中央環境審議会議事運営規則第九条

#### 4. 設置年月

平成 15 年 8 月

#### 5. 所掌事務（設置理由）

「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」の批准に向けた、今後の廃棄物の海洋投入処分等の在り方に関すること。

### Ⅲ. 二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会

#### 1. 廃止理由 専門調査事項の終了に伴う廃止

地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその環境への影響防止の在り方について、平成18年9月4日、中央環境審議会に諮問がなされ、本専門委員会において、「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」の締結に向けた、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方に関して、5回の審議を経て「地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について」報告書がまとめられ、平成19年2月20日、環境大臣に答申を行った。同答申の内容を踏まえ、平成19年通常国会において、海洋汚染防止法を改正し、海底下廃棄を原則禁止するとともに、二酸化炭素の海底下廃棄に係る環境大臣の許可制度を創設。本年（平成19年）11月1日、我が国も議定書に加入したため、本専門委員会での検討事項が終了したので廃止する。

#### 2. 主管省庁及び庶務担当部局課

環境省地球環境局環境保全対策課

#### 3. 根拠法令

中央環境審議会議事運営規則第九条

#### 4. 設置年月

平成18年9月

#### 5. 所掌事務（設置理由）

「1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」の締結に向けた、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方に関すること。

### Ⅳ. 国内制度小委員会

#### 1. 廃止理由 調査事項の終了に伴う廃止

国内制度小委員会は、平成13年2月、①ポリシーミックスによる政策パッケージ及び②モニタリング等の基盤メカニズム構築の二点を中心に検討を行い、具体的な制度案をとりまとめ、中央環境審議会地球環境部会に報告することを目的として、中央環境審議会地球環境部会に設置された。

平成13年12月に開催された第13回国内制度小委員会において「京都議定書の締結に向けた国内制度の在り方について（案）」が取りまとめられ、同月に開催された第4回地球環境部会にて報告及び審議し、その後、同部会での審議を踏まえて必要な修正が加えられ、平成14年1月に、中央環境審議会会長から環境大臣に対して答申を行い、本小委員会での検討事項が終了したので廃止する。

#### 2. 主管省庁及び庶務担当部局課室

環境省地球環境局地球温暖化対策課

#### 3. 根拠法令

中央環境審議会議事運営規則第九条

#### 4. 設置年月

平成13年2月

#### 5. 所掌事務（設置理由）

①ポリシーミックスによる政策パッケージ及び②モニタリング等の基盤メカニズム構築の二点を中心に検討を行い、具体的な制度案をとりまとめ、地球環境部会に報告すること。

## V. 目標達成シナリオ小委員会

### 1. 廃止理由 調査事項の終了に伴う廃止

目標達成シナリオ小委員会は、平成13年2月、削減目標の達成シナリオ策定のための技術的検討を行い、各種対策の削減ポテンシャル等を詳細に分析し、その結果を中央環境審議会地球環境部会に報告することを目的として、中央環境審議会地球環境部会に設置された。

平成13年6月に開催された第8回目標達成シナリオ小委員会において「目標達成シナリオ小委員会中間取りまとめ（案）」が取りまとめられ、翌7月に開催された第2回地球環境部会にて報告及び審議し、その後、同部会での審議を踏まえて必要な修正が加えられ、同年9月に開催された第3回地球環境部会にて報告し、本小委員会での検討事項が終了したので廃止する。

### 2. 主管省庁及び庶務担当部局課室

環境省地球環境局地球温暖化対策課

### 3. 根拠法令

中央環境審議会議事運営規則第九条

### 4. 設置年月

平成13年2月

### 5. 所掌事務（設置理由）

削減目標の達成シナリオ策定のための技術的検討を行い、各種対策の削減ポテンシャル等を詳細に分析し、その結果を中央環境審議会地球環境部会に報告すること。

## 【 参 考 】

中央環境審議会議事運営規則（抄）

第九条 部会は、必要に応じ、その定めるところにより、専門の事項を調査するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、部会長の指名によりこれを定める。